

別表第 1（第 2 条関係）

委託事業者の要件	
1	第三子以降の子又は多胎児の出産の前後で、家事又は育児を行うことが困難な家庭に対し、家事等の援助を行うだけでなく、多子世帯及び多胎児世帯の妊娠出産期における負担の軽減や、産前産後の母親の身体的・精神的特性や乳幼児の健やかな発育をはじめとする母子保健に関する専門的知識を十分に理解し、家事や育児の援助及びそれに伴う適切な助言を適切に実施でき、継続的かつ安定的にサービスの供給（確保）ができる事業者であること。
2	社会福祉法人又はその他適切な運営ができると市長が認める民間事業者であること。

別表第 2（第 5 条関係）

区分	援助の内容
(1) 家事に関するもの	ア 食事の準備及び後かたづけ イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ その他必要な家事援助
(2) 保育及び育児に関するもの	ア 授乳・食事介助 イ おむつ・衣類交換 ウ 沐浴・入浴介助 エ 児童の兄弟（児童）の世話 オ その他必要な育児援助

別表第 3（第 11 条関係）

区 分		利 用 料
生活保護世帯又は市民税非課税世帯		0 円
市民税課税世帯	1 回の利用につき 30 分以内	400 円
	1 回の利用につき 1 時間以内 (30 分超 1 時間以内)	800 円
	1 回の利用につき 1 時間 30 分以内 (1 時間超 1 時間 30 分以内)	1,200 円
	1 回の利用につき 2 時間以内 (1 時間 30 分超 2 時間以内)	1,600 円

別表第4（第11条関係）

期間	利用料
令和6年7月分から令和7年6月分まで	無料
令和7年7月分から令和8年6月分まで	30分単位 100円 （1日1回の利用につき最大2時間まで）
令和8年7月分から令和9年6月分まで	30分単位 200円 （1日1回の利用につき最大2時間まで）
令和9年7月分から令和10年6月分まで	30分単位 300円 （1日1回の利用につき最大2時間まで）
令和10年7月以降	30分単位 400円 （1日1回の利用につき最大2時間まで）